

○ 財務省告示第 114 号

国債の発行等に関する省令（昭和 57 年大蔵省令第 30 号）第 5 条第 11 項の規定に基づき、令和 4 年 3 月 30 日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和 4 年 4 月 12 日

財務大臣 鈴木 俊一

- | | | |
|---|--|--|
| 1 | 名称及び記号 | 利付国庫債券（40 年）（第 14 回） |
| 2 | 発行の根拠法律
及びその条項 | 財政法（昭和 22 年法律第 34 号）第 4 条
第 1 項並びに特別会計に関する法律
（平成 19 年法律第 23 号）第 46 条第 1 項
及び第 47 条第 1 項 |
| 3 | 振替法の適用等 | 社債、株式等の振替に関する法律（平
成 13 年法律第 75 号。以下「振替法」
という。）の規定の適用を受けるもの
とし、その振替機関は日本銀行とする。 |
| 4 | 発行方法 | 利回りを競争に付して行われる入札
（以下「利回り競争入札」という。）
による発行（以下「利回り競争入札発
行」という。）及び利回り競争入札の
募入の決定をした後に行われる入札で
あって、財務大臣が各国債市場特別参
加者ごとに応募限度額を定めるもの
による発行（以下「国債市場特別参加者・
第 II 非価格競争入札発行」という。） |
| 5 | 募入決定の方法 | |
| | (1) 利回り競争
入札発行 | 各申込みのうち応募利回りの低いもの
からその応募額を順次割り当てる。 |
| | (2) 国債市場特
別参加者・
第 II 非価格
競争入札発
行 | 各国債市場特別参加者ごとの応募限度
額の範囲内において各申込みの応募額
を割り当てる。 |
| 6 | 発行額 | |
| | (1) 利回り競争
入札発行 | 額面金額で 599,800,000,000 円
うち、財政法第 4 条第 1 項の規定に基 |

	づき発行した利付国債については、額面金額で 222,857,150,000 円、特別会計に関する法律第 46 条第 1 項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で 155,304,550,000 円、同法第 47 条第 1 項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で 221,638,300,000 円
(2) 国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	特別会計に関する法律第 47 条第 1 項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で 52,400,000,000 円
7 払込金額	
(1) 利回り競争入札発行	524,825,000,000 円
(2) 国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	45,850,000,000 円
8 最低額面金額	50,000 円
9 振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
10 発行日	令和 4 年 3 月 30 日
11 発行価格	額面金額 100 円につき 87 円 50 銭
12 利率	年 0.7%
13 経過利子の払込み	募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第 20 号に規定する期日に払い込むものとする。

$$\text{額面金額の総額} \times \frac{0.7}{100} \times \frac{10}{365}$$

- 14 初期利子 令和 4 年 9 月 20 日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第 16 号において規定する期日について同じ。）。
- $$\text{額 面 金 額} \times \frac{0.7}{100} \times \frac{1}{2}$$
- 15 第 2 期以後の利子 毎年 3 月 20 日及び 9 月 20 日を支払期とし、各支払期において、その日以前 6 月間に属する利子を支払う。
- 16 償還期限 令和 43 年 3 月 20 日
- 17 償還金額 額面金額 100 円につき 100 円
- 18 元利金支払場所 日本銀行
- 19 入札参加者 財務大臣から通知を受けた者
- 20 払込期日 令和 4 年 3 月 30 日